

## 蟹谷小学校いじめ防止基本方針

### (1) いじめ防止に向けた基本理念と定義

#### ① 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、いじめ根絶に向けて「いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる行為である」、「いじめは絶対にゆるされない」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」との強い認識をもち、教育委員会と学校、地域、家庭その他の関係者と連携しながら、いじめ防止（未然防止・早期発見・早期解決等）に取り組む。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って行う。

#### ② いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条)

### (2) いじめの防止等に関する具体的な方策

#### ① いじめの未然防止

・いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

##### ア 児童理解を深める取組

- ・Q-U調査を行う。
- ・児童全員に定期教育相談を各学期に行う。

##### イ 自尊感情を高める取組

- ・「あったか言葉」の取組を全校体制で行い、自分や友達のよいところに目を向けることができる雰囲気づくりを行う。
- ・差別につながる言動には、毅然とした態度で粘り強い指導を行う。

##### ウ 命や人権を尊重する心を育てる取組

- ・感染症等の予防方法について指導するとともに、感染拡大を防ぐための衛生行動は家族や友達、周りの人の命を大切にするために必要なことと考え、実践できるように支援する。
- ・道徳科の授業で、いじめに関する資料や命を大切にする資料を取り扱う。
- ・機会を捉えて、故意でなくても暴力行為がいけないこと、謝罪が必要であることを周知徹底する。
- ・ネットいじめを含め、いかなる場面でもいじめは許されないことを徹底する。

##### エ 安心して学ぶことができる取組

- ・全職員は、子供との信頼関係の構築、子供同士の人間関係づくりに努める。
- ・担任は、学習規律が身につくよう支援し、児童が安心して学べる学級づくりに努める。
- ・「わかった、できた」と実感できる授業づくりに向けて、研修等で助言を受け、授業改善を行っていく。

##### オ 保護者と連携した取組

- ・ P T Aの協力を得て、家庭でも「あったか言葉」について考える機会を設ける。
- カ ネットトラブルについて
  - ・ S N S等の適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進める。

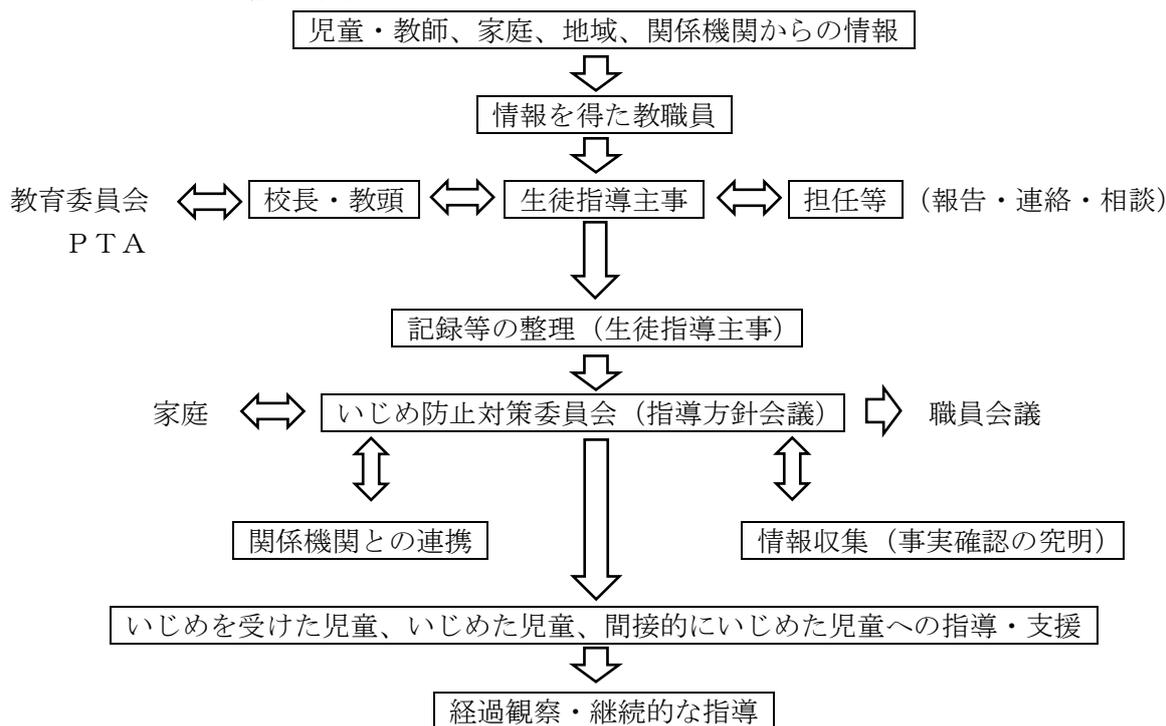
② いじめの早期発見

- ・ 些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、早い段階から関わりをもつ。
- ・ いじめに発展しそうな事案、いじめが疑われる事案、暴力行為がある事案等について、対処済み、解決済みであっても報告する。
- ・ 毎日の健康観察や日記、児童との雑談や普段の生活の様子から情報を集め、教職員間で情報の共有に努める。
- ・ 年3回（6月上旬、11月上旬、2月上旬）、教育相談やアンケート調査等を行い、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
- ・ 相談室や保健室等を活用し、学級担任以外にも相談できる相談体制の充実を図る。

③ いじめの対応

- ・ いじめを受けた児童の安全を確保した上で、関係児童に対して事情を確認し、事実を聞き取った上で指導する。
- ・ 関係教師等によるチームを編成し、教職員による情報交換や共通理解を図り、指導方針を明確化して対応する。
- ・ 事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携して対応する。また、必要に応じ、児童相談所や警察署等への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行う。
- ・ いじめを受けた児童に対しては、本人の心の痛みに寄り添い、心ケアに努める。また、いじめを行った児童に対しては、毅然とした対応を行う。
- ・ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行い、児童の生命や身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、市教育委員会や警察と連携して対応する。
- ・ 保護者に対し、調査等で明らかになった事実と経過、今後の対応について報告し、理解と協力を求める。

<いじめへの組織的対応>



④ いじめの再発防止

- ・いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、いじめの再発を防止する。
- ・いじめが解決した後の継続的観察と定期的なカウンセリングを行う。
- ・Q-U調査（学級診断尺度調査）等を活用し、学級集団の中での意識調査を継続して行う。
- ・保護者や地域との関係を深め、継続的な見守りを行う。

(3) いじめ対策のための組織

① いじめ防止対策委員会（随時開催）

ア 役割

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識の啓発（校内研修、情報交換）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめ事案（重大な事案を含む）への対応
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

イ 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学級担任、通級指導、養護教諭
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員等を要請する。

② 生徒指導委員会（学期に1回）

ア 役割

- ・生徒指導に関わる事項・事案について教職員の共通理解を図る

イ 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学級担任、通級指導、養護教諭

(4) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組
4月	・前年度の実態についての共通理解
5月	
6月	・いじめ調査、保護者アンケートの実施 ・Q-U調査 ・定期教育相談（担任による全員面接、希望者による担任以外面接）
7月	・生徒指導委員会①
8月	・生徒指導についての校内研修会
9月	
10月	
11月上旬	・いじめ調査、保護者アンケートの実施 ・Q-U調査 ・定期教育相談（担任による全員面接、希望者による担任以外面接） ・生徒指導委員会②
12月	・保護者会における啓発活動
1月	・いじめ調査、保護者アンケートの実施 ・Q-U調査
2月上旬	・定期教育相談（担任による全員面接、希望者による担任以外面接） ・生徒指導委員会③
3月	・次年度への引継ぎ

各学級や児童会による「あったか言葉」「あったか行動」の取り組み

(5) 家庭や地域との連携

- ・児童の健やかな成長を促すために、PTAや地域、学校がいじめ問題について協議する機会を設けるなど、地域や家庭と連携した対策を推進する。
- ・蟹谷小学校いじめ対策基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- ・家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との連携・協力を図る。
- ・PTAや学校評価委員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。
- ・いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- ・スマートフォンや携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。

(6) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより、学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。不登校重大事態の場合は、7日以内に報告する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、以下の点に留意する。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り等の調査を行う。そのさい、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、該当児童の保護者の要望や意見を十分に聴き取り、迅速に保護者と協議して調査を行う。児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮する。

④ 調査結果の提供及び報告

- ・調査を行ったときは、調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・適時・適切な方法で経過報告するように努めるとともに、他の児童生徒や関係者のプライバシー保護に配慮する。
- ・調査結果の報告については、教育委員会を通じ市長に報告する